教科としての目標達成を目指す家庭科評価研究 (第1報)

一平成20年版学習指導要領に示された学校教育の理念と家庭科の位置づけ・問題点―

佐藤 園 · 河原 浩子* · 平田美智子* · 小橋 和子** · 原田 省吾**

本報は、平成18年10月に「高等学校必修科目未履修問題」をもたらした平成10年版学習 指導要領に示された教育理念が、平成20年3月末に告示された新学習指導要領でどのように 捉えなおされ、その中に家庭科がどのように位置づけられたのか。さらに、家庭科が学校教 育の目的達成のために寄与するためには、どのような課題が存在するのか、という観点から、 文部科学省の新学習指導要領関係の資料を分析した。その結果、①新学習指導要領では、平 成10年版学習指導要領の教育理念 [生きる力] を踏襲して教育課程・内容の改訂が図られて いた。その中に、②小・中学校の家庭科は、従前通り「教科」として位置づけられ、② [生 きる力] を構成する「豊かな人間性」「健やかな体」をはぐくむための教科として、家庭科 学習指導要領の目標・内容が示されていた。しかし、④中学校家庭科では、保育学習と被服 学習の目的を学ぶ内容が欠落しているため、⑤教科として目指すべき他教科では代替できな い「家庭生活を営む力の育成」と「人格形成」が達成できないという問題が論理的に明らか になった。その課題を解決するため、本継続研究では、岡山大学附属中学校で取り組まれて いる保育学習と被服学習の目的を学ぶための授業開発研究を踏襲し、その学習がどのように 人格形成」に結びつくのかを心理測定尺度の適用により検討する評価研究を試みる。

Keywords: 平成20年版学習指導要領, 家庭科, 教科のねらい・原理, 評価研究

I 問題の所在一教育改革がもたらした学校教育の 現実と家庭科一

1. 平成10年版学習指導要領の理念

周知のように、平成10年版学習指導要領は、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」を踏まえ、「変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの『生きる力』であるとの理念に立脚している。この『生きる力』は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送る上でも不

可欠である。」 ロとして、「ゆとり」の中で「生きる力」の育成を基本とし、子ども一人ひとりに「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を育むための教育改革が目指され、小・中学校では平成14年度から、高等学校では平成15年度から、完全実施された。

2. 高等学校必修科目未履修問題

しかし、平成18年10月、世間を揺るがす高等学校必修科目未履修問題が持ち上がった。それは、岡山県でも例外ではなかった。

岡山県知事部局総務学事課と岡山県教育委員会指導課がそれぞれ、平成18年12月12日と10月26日に公表した県下の高等学校必修科目未履修の実態をまとめると、表1になる。^{2) 3)}

岡山大学教育学部家庭講座,700-8530 岡山市津島中3-1-1

Home economics evaluation research that aims at accomplishment of a goal as subject (1): The idea of the academic training, and the location and problem of the Home Economics shown in 2008 version course of study Sono SATO, Hiroko KAWAHARA*, Michiko HIRATA*, Kazuko KOBASHI**, and Syogo HARADA**

Department of Home Economics Education, Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1

Tsushima-naka, Okayama 700-8530

^{*}Graduate School of Education (Master's Course), Okayama University

^{**}Junior High School Attached to the Faculty of Education, Okayama University, 2-13-80, Higashiyama, Okayama, 703-8281

教 科		t	也理	歴史	!		2	1	民	理	科	情	報	保健 体育	芸術	家庭	総対	
	世	世	日	日	地	地	現	倫	政	理	物	情	情	保	芸	家	合	象
	界	界	本	本	理	理	代		治 .	科総	理	報	報			庭	学	生
	史		4	: 4	社		経	合		ŦIX	+α			基	-	徒		
	Α	В	Α	В	Α	В	슾	理	済	В	I	Α	С	健	術	礎	習	数
合計学科数 3年	10	4	5	4	2	2	2	2	1	3	0	2	3	4	3	6	2	2278
合計学科数 2年	3	4	2	2	1	2	1	1	0	4	0	1	2	2	2	3	0	1079
合計学科数 1年	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	3	0	284
全学年合計学科数	13	10	7	6	3	4	3	3	1	7	1	3	6	7	7	12	2	3641

表 1 岡山県 高等学校における未履修教科・科目と生徒数

岡山県では、7教科16科目と「総合的な学習の時間」の未履修が確認され、対象生徒数は延べ3,641人に及んでいた。その中には、家庭科必修科目「家庭総合」も含まれており、未履修対象生徒数は、3年生550名、2年生204名、1年生195名、計949名であった。

この問題に直面し、私達は、家庭科に携わる者として「未履修は許されない」という憤りを覚えた。しかし、同時に中学生・高校生の母親である平田・河原は、「でも、受験を控えたこの時期に、子どもの負担は少ない方が…」という相反する思いも持った。そして「なぜ、このような本来は起きてはならない問題が生じてしまったのだろう」という疑問を抱かずにはいられなかった。

これに対し、北日本新聞社編集局が出版した未履 修問題をテーマとした『瞳みつめて』4 では、高等 学校の教諭・管理職、教育委員会、保護者、生徒か ら取材を行い、その分析を通して、未履修問題が生 じた原因を解明しようとしている。

それを読むと、根幹にあるのは「進学実績重視の 風潮」であり、その上に、平成10年版学習指導要 領が目指した「学校週5日制とゆとり教育」により、 「受験教科にあてる時間の減少」と「入試科目と学 習指導要領とのギャップ」が重なり、未履修問題が 生み出されたと考えることができる。

一体,このような未履修問題を生んだ「ゆとり」の中で〔生きる力〕の育成を基本とした教育改革とは何だったのだろうか。

3. 本報の目的と方法

この未履修問題と時期を同じくして,次期学習指 導要領改訂に向けて,教育の検討が始まった。平成 20年1月には,中央教育審議会答申「幼稚園,小 学校,中学校,高等学校,及び特別支援学校の学習 指導要領の改善について」(以下,「中教審答申」と称す)が提出された。その後,2月に「中教審答申」の方針に基づく小学校・中学校の『学習指導要領案』が公表され、全国からパブリックコメントが募集された。それらを反映しながら、3月下旬に『小学校学習指導要領』が『中学校学習指導要領』が(以下,「新指導要領」と称す)が公示された。

「新指導要領」に示された学校教育では、未履修問題を生んだ平成10年版学習指導要領に基づく教育をどのように捉え、どのような理念に基づき新たな学校教育を構想しているのか。また、その中に、「家庭科」はどう位置づけられ、どのような目標・内容が指導要領に示されたのか。さらに、家庭科が一教科として、学校教育の目的達成に寄与していくためには、そこにどのような課題が存在しているのか。本報では、以上の問題を、一連の文部科学省の「新指導要領」関係の資料から検討してみたい。

II. 平成20年版学習指導要領に示された学校教育 の構想

1. 子どもたちの現状と課題

「中教審答申」では,各種調査結果に基づき,「子 どもたちの現状と課題」「その課題の背景・原因」 を分析している。

(1) 子どもたちの学力と学習の課題

「子どもたちの学力と学習状況」に関しては,次 の二つの課題を指摘している。

…各種調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項もあるものの、全体としては一定の成果が認められる。しかし、思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式の問題に課題がある。これらの力は現行学習指導要領が重視し、

子どもたちが社会において必要とされる力であることから、大きな課題であると言わざるを得ない。?!

…全国学力・学習状況調査では子どもたちの学習意欲 や学習習慣・生活習慣の状況についても併せて調査を 行い、これらと正答率との相関関係について分析して いる。その結果、家で学校の宿題をする、家の人と学 校での出来事について話をする、朝食を毎日食べる、 学校に行く前に持ち物を確認する、学校のきまり・規 則を守っている、と回答した子どもの方が正答率が高 い傾向が見られた。このように、基本的な学習習慣や 生活習慣の確立と正答率には一定の相関関係があるこ とがうかがえる。

また、読書が好き、人の気持ちが分かる人間になり たいと考えている子どもの方が、正答率が高い傾向に あった。*⁽¹⁾

(2) 子どもの心と体の課題

「子どもの心と体の状況」に関しては,次の三つの課題を指摘している。

いわゆる小1プロブレムや学級崩壊などにみられるような自制心や規範意識の希薄化,生活習慣の確立が不十分であることや問題行動等,いじめやいじめによる子どもの自殺,体力の低下など,子どもたちの心と体の状況にも課題は少なくない。

また、自分に自信がある子どもが国際的に見て少ない。 学習や将来の生活に対して無気力であったり、不安を感 じたりしている子どもが増加するとともに、友達や仲間 のことで悩む子どもが増えるなど、人間関係の形成が困 難かつ不得手になっているとの指摘もある。⁹⁾

子どもの心身の発達については、社会環境や生活様式の変化が、様々な影響を与えている。体力・運動能力調査の結果など、子どもたちの体力水準が全体として低下していることがうかがえるとともに、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分散が拡大しているとの指摘がある。100

このように、子どもたちをめぐる環境の変化などを 背景に、学習意欲と同様に、生活習慣や自分への自信、 体力などについても、個人差が広がっているなどの課 題がある。¹¹¹

(3) 子どもたちの現状と課題

以上をまとめ、「中教審答申」では、わが国の子 どもたちの現状をみた場合、評価すべき点も少な くない一方で、「生きる力」を構成する「確かな学 力」として重視してきた思考力・判断力・表現力 等,学習意欲や,「豊かな人間性」「健やかな体」 として目指してきた学習習慣・生活習慣,自分へ の自信や自らの将来についての関心、体力,人間 関係の形成などに課題があり,「基本的な生活習慣 の確立」と「学力」には一定の相関関係があると 分析している。

(4)課題の背景・原因ー社会・家庭・地域の変化ー 更に、これらの現状を生み出した背景・原因として、次の3点の社会・家庭・地域の変化を指摘している。

しかしながら、豊かな時代を迎えるとともに、核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、家庭や地域の教育力が低下していると指摘されている。実際に、生活習慣の確立が不十分、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験の経験の減少などが生じている。また、内閣府の調査でも、保護者自身が、子育てや教育の問題点として、第一に「家庭でのしつけや教育が不十分であること」をあげている。12

…子どもたちの学習意欲や生活習慣,自分への自信,体力などについて個人差が広がっているとの指摘の背景には、家庭をはじめ子どもたちを取り巻く環境の在り方が影響を及ぼしていると考えられる。¹⁵

さらに、非正規雇用者が増加するといった雇用環境の変化の一方で、18歳人口の減少に伴う「大学全入時代」が到来する中で、子どもたちが将来に不安を感じたり、学校での学習に自分の将来との関係で意義を見いだせずにいたりして、学習意欲が低下し、学習習慣が確立しないといった状況が見られる。このような変化についての認識は保護者の意識調査にも現れている。このことも、自らの知識・技能を活用して、未知の問題や課題についてねばり強く考え、表現しようという姿勢が子どもたちに乏しいとの国際学力調査の一因にもなっている。

また、将来の備えよりも今を楽しむ社会風潮もこれらの状況を助長している。10

2. これからの学校教育の理念

「中教審答申」では、以上の子どもたちの現状と 課題、そしてそれらを生み出した社会・家族・地域 の変化から、平成18年12月に約60年ぶりに改正さ れた教育基本法と学校教育法の規定を踏まえ、学習 指導要領改訂の基本的な考え方を示した。それは、 文部科学省から配布されたリーフレット「学習指導 要領がかわります」 15 の中に、以下のように説明されている。

「生きる力」をはぐくむという理念はこれまでも, これからも大切™

「生きる力」とは?知・徳・体のバランスのとれた 力変化の激しいこれからの社会を生きるために,確か な学力,豊かな人間性,健康・体力の知・徳・体をバ ランスよく育てることが大切です

これまでの学習指導要領でも、子どもたちの「生きる力」をはぐくむことを目指してきました。これからも「生きる力」をはぐくむという理念はかわりません¹¹⁰

新しい学習指導要領では、学校で子どもたちの「生きる力」をよりいっそうはぐくむことを目指します¹⁵¹

平成10年版学習指導要領が目指した教育理念「生きる力」は間違っておらず、むしろ変化の激しいこれからの社会を考えるとますます重要になってくる。平成10年版学習指導要領では、その理念を達成する内容や方法に問題があったとして、次のような「今回の改訂のポイント」を示している。

教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえ て教育内容を見直します

学力の重要な3つの要素を育成します

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成します¹⁹¹

以上を文部科学省教育課程部会配布資料²⁰⁾を参考にまとめると表2になる。

3. 新しい学習指導要領の具体的な改善内容

さらに、表2の理念を受け、文部科学省の「リーフレット」では、「『ゆとり』か『詰め込み』かではなく、基礎的な知識技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成の両方が大事です→それぞれの力をバランスよくのばしていくために、教科等の授業時数を増加し、教育内容を改善します」として、次の「新指導要領」の具体的な改善内容を示している。

(1)授業時数の増加

- 1) 小学校
 - ○国語・社会・算数・理科・体育の授業時間を 6 年間で約1割増加
 - ○週当たりの授業時数を1・2年生で週2時間, 3~6年生で週1時間増加

2) 中学校

- ○国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語の 授業時数を3年間で約1割増加
- ○週当たりの授業時数を各学年で週1時間増加
- 3) 授業時数の増加は、「詰め込み教育」への転換で はなく、主に次の学習を充実するために行う
- ①つまずきやすい内容の確実な習得を図るための 繰り返し学習
- ②知識・技能を活用する学習(観察・実験やレポート作成,論述など)

(2) 具体的な改善内容

- 1) 言語の力をはぐくむ
- 2) 理数の力をはぐくむ
- ○算数・数学,理科の授業時数を増加し、観察・ 実験や反復学習などを充実
- ○国際的に適用するカリキュラムにするなどの観点から、教える内容を充実
- 3) 外国語教育の充実
- ○小学校5・6年生で,英語を中心とした「外国 語活動」を導入
- ○中学校では聞く・話す・読む・書く力を総合的 に育成する
- 4) 伝統や文化に関する教育の充実
- 5) 新しい時代に対応した教育の充実
 - ○環境境域:持続可能な社会をつくることの重要性
 - ○家族と家庭に関する教育:家庭生活の大切さ
 - ○食育:望ましい食習慣の形成
 - ○消費者教育:消費者の基本的な権利と責任についての理解
 - ○情報教育:情報の活用,情報モラル
 - ○特別支援教育: 一人一人の障害の状態に応じた 指導の工夫
- 6) 規範意識や他人を思いやる心をはぐくむ
- 7) 健やかな体を育てる
- 8)総合的な学習の時間は、「生きる力」をはぐくむ ために引き続き重要
- 9) 学校週5日制は継続する211

これらの観点から改善された「新指導要領」は、 平成21年度からの先行実施を経て、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から全面実施される。²⁷¹

III. 平成20年版学習指導要領に示された学校教育 における家庭科の位置づけ

それでは,以上のような「新指導要領」に示され

表 2 平成20年版学習指導要領に示された学校教育の理念と家庭科の位置づけ

	教育の目的		元成を目指し、平和で民主的な国家に健康な国民の育成を期して行われ					
文	教育の目標	(第2条) 教育は、その目	→ 的を実現するため、学問の自由を直	り重しつつ、次に掲げる目標を達成する				
育	22.13	よう行われるもの		PEC - 1, MICIGITY SIGNED FOR				
1				豊かな情操と道徳心を培うとともに.				
		健やかな身体を養うこと。	2.00 MB 19.15 (2) - ATEN STILLENDE GESCHELTENDE STERFEND 19.00 BE	EN SIMMORIBIO CHI / CC 51-1				
ţ				, 自主及び自律の精神を養うとともに,				
			重視し、勤労を重んずる態度を養う					
7				こともに、公共の精神に基づき、主体的				
6633			その発展に寄与する態度を養うこと					
			切にし、環境の保全に寄与する態度					
ŧ				W土を愛するとともに、他国を尊重し、				
		国際社会の平和と発展に		911を変することもに、他国を専里し、				
		国际社会の干和と光度に	計子する態度を養うこと。					
	義務教育	(第91条) 義務賠減として	行われる普通教育は 教育基本法	(平成18年法律第120号) 第5条第2項(
	421774213			成するように行われるものである。				
				8同の精神, 規範意識, 公正な判断力が				
ź			主体的に社会の形成に参画し、その	경험에 되었다. 그 경면 가다가 이 내는 내려가 나는 가장 살아가 있는데 가장 그 없어요. 그리고 있으면 내가 가입니다.				
				と尊重する精神並びに環境の保全に寄り				
		する態度を養うこと。	体験伯勤を促進し、土命及0日然で	(学生)る相呼並びに承免の体主に可				
			麻中について 正しい理解に道き	伝統と文化を尊重し、それらをはぐ				
交			N. N. M. P. M. P. W. W. M. M. M. M. W.	で外国の文化の理解を通じて、他国を真				
				(外国の文化の理解を通して、他国を				
		그 그 그 아이들은 아이들은 아이들이 가지 않는데 하는데 하는데 하는데 하는데 하는데 하는데 하는데 하는데 하는데 하	発展に寄与する態度を養うこと。 チェッ要なお、食、は、味起、辛辛	とこの他の事項について其体的も理句				
文		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	伯に必安な式、良、は、情報、産	業その他の事項について基礎的な理解と				
		技能を養うこと。	* 以悪を見無とエレノ理解し 佐田	よっ サがめょ やもょ **** * 1.				
			こ必要な国語を正しく理解し、使用					
育		6. 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。 7. 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な						
3			家について、 観景及び夫駅を通し	(, 件子的に理解し, 処理 9 の基礎的な				
		能力を養うこと。	Control of the American Americ	I to Military with the Nation and Alas I also Mark to Market				
4			活のために必要な智慎を養うとと	もに,運動を通じて体力を養い,心身の				
去		調和的発達を図ること。	a de sta Martin II de al la la la la de la	- Health II I combant I II the Leaf No. 2				
			25 N. 10	ついて基礎的な理解と技能を養うこと。				
			な知識と技能, 勤労を重んする態	変及び個性に応じて将来の進路を選択 っ				
		る能力を養うこと。						
			 〔生きる力〕					
		11711	立的に生きるために必要とされる。	100				
		確かな学力	豊かな人間性	健やかな体				
		基本的な知識・技能	○道徳的価値	○健康の保持増進				
		の体験的な理解と実生活へ	・自分自身に関すること	○たくましい心身				
	の活用を	게하하다. (ji) 이 얼마이어, 나는 아니라 아이아, 그라는 그리다 그렇는 그리다 ?	・他者とのかかわり					
		里・法則の理解を深め、知識・	・集団や社会とのかかわり					
		系化・活用を重視	・自然や崇高なものとのかわり					
		自ら考える力	○自主的・実践的な能力や態度					
		思考・表現する力						
		て、観察・実験、討論・論						
	証する力	蔵と取ったことも主用ナフ						
	・1体験から	感じ取ったことを表現する						
	・学習意欲な	や学習習慣						
_	1.日 写 收	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u> </u>				
			d					
			家	庭科				

どのような学習指導要領の改訂が行われたのだろう か。

た学校教育において、家庭科はどう位置づけられ、 1. 平成20年版学習指導要領における家庭科の位

「新指導要領」において家庭科は, 従前通り, 小 学校「家庭」,中学校「技術・家庭」の名称で「教

科」として教育課程に位置づけられた。学習時間は、 平成10年版学習指導要領と同様に、小学校第5学 年60単位時間、第6学年55単位時間、中学校第 1・2学年70単位時間、第3学年35単位時間が配 当された。²³⁾

2. 新学習指導要領家庭科の目指すものと改善の具体的事項

以上の位置づけを受け、小学校「家庭」、中学校 「技術・家庭(家庭分野)」の学習指導要領の改訂が 行われた。

それに際し、文部科学省初等中等教育局教育課程 教科調査官岡陽子氏は、家庭科の目指すものを次の ように述べている。

家庭科教育においては、以上の社会の変化に対応しつつ、その根底を貫く『人が家族や他者、自然と関わりながらよりよく生活する』という普遍的な価値を基盤として、社会において自立的に生きる基礎を培う教科として、その充実を目指していきたい。20

さらに、これを達成するために、「自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、生涯の見通しをもって、よりより生活を送るための能力と実践的な態度を育成する視点から、子どもたちの発達の段階を踏まえ、学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図る」という基本方針のもと、学習指導要領の改訂を行ったとして、「改善の具体的事項」を次の2項目に分けて解説している。

- (1) 内容構成 小中とも4つの内容に構成 -
- (2) 社会の変化への対応
 - ア 家族・家庭に関する教育の充実
 - イ 食育の推進
 - ウ 社会において主体的に生きる消費者を育む視点 の重視
 - エ 生活文化の継承と発展の視点の重視25

3. 学校教育における家庭科の位置づけ

以上を表 2 に示した「新しい学校教育の理念」に重ねてみると、家庭科は「生きる力」の中の「確かな学力」よりも、「豊かな人間性」「健やかな体」をはぐくむための教科として、学習指導要領の具体的な改善がなされたと考えることができる。

これは、先の「中教審答申」で示された「子ども たちの現状と課題」から捉えなおすと、「学力」と 相関関係にあった「基本的な生活習慣の確立」や、 自分への自信や自らの将来についての関心・体力・ 人間関係の形成に家庭科が携わることを意味している。したがって、もし、未履修などの問題で子どもが家庭科を学ぶ権利を奪われた場合、確かな学力の育成と人間として社会において自立的に生きる力の育成も保証されないことになる。家庭科は「受験に関係ないから学ばなくてもよい教科」ではなく、「受験の学力を伸ばすためにも、また、人間として自立していくためにも学ばなければならない教科」として学校教育に位置づけられたと言えるのではないだろうか。

IV. 平成20年版学習指導要領に示された家庭科の 目標・内容と問題点

それでは、以上の学校教育における位置づけを受けて、平成20年版学習指導要領では、どのような目標を設定し、内容を編成したのだろうか。そして、それは、学校教育における家庭科の役割を達成できるものになり得ているのだろうか。

「教科」としての家庭科の「ねらい・原理」から、 考えてみたい。

1. 教科の「ねらい・原理」

学校教育にしか存在しない教科は,各教科が依拠する固有の「科学・学問を基盤とする法則・理論の系統的な学習」を原理として,その教科でしか達成できない「科学的認識の形成」をねらいとするところに,教科としての独自性・存在価値が求められる。

2. 教科としての家庭科のねらい・原理

以上の考え方に立脚して、教科としての家庭科の ねらい・原理から、家庭科の目標・内容を捉えてみ よう。

(1) 家政学における「(家庭) 生活の営み」の定義

周知のように、家庭科の固有の学問領域となるの は、家政学である。

家政学では、人間の「(家庭) 生活」を研究対象 とするが、その「(家庭) 生活とその営み」の捉え 方は、家政学者松島千代野氏によって、次のように 説明されている。

私は、生活とは、人間とその環境との関係にある側面(家庭の生産性)と、家庭生活を形成する人間と人間の相互に影響しあう、感情あるいは情緒の側面(家族の統一性)に二つの過程を経て、一定の行動様式を形成する諸活動である、というようにエコロジカルに

(家庭) 生活をとらえている。もちろん, どの所説もそれを暗示していないものはないが, 私は特に人と環境の相互作用, 相互依存の原理を表面に打ち出したい。²⁶

さらに、「生活のエコロジカルなとらえ方」に関しては、「人と環境、人と物、人と人との生態学的 三作用」 として定義している。

これから、図1に示すように、家政学において「(家庭)生活」は、「生活の主体者である人間と生活するために必要な環境(人・環境(以下、「狭義の環境」と称す)・物との相互作用により営まれる」と定義されることがわかる。

人間が生活するために必要な環境の三側面である

「人」「狭義の環境」「物」の構成要素としては、それぞれ、「家族、子ども(乳幼児)」「資源(時間・金銭等)、住居」「被服、食物」が必要であり、各構成要素の構造等を解明するために、家政学の各研究分野「家族関係学、保育学」「家庭経営学、住居学」「被服学、食物学」が存在している。

(2) 教科としての家庭科のねらい・原理

以上の定義から、「(家庭) 生活」を学習対象として、学習者の「(家庭) 生活をよりよく営む力の育成」を目指す家庭科のねらい・原理を捉えると、図1のようになる。

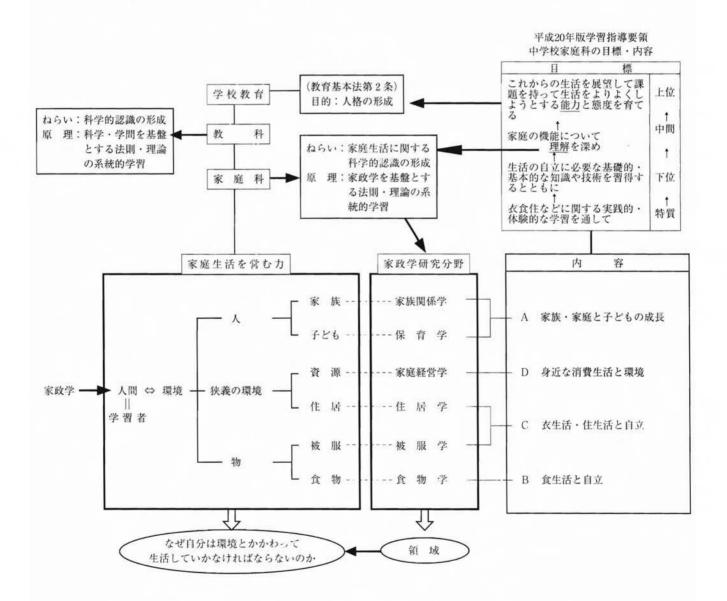


図1 教科としての家庭科のねらい・原理と平成20年版学習指導要領に示された 中学校家庭科の目標・内容

	1		環	境	物			
	A 家族・家庭と	子どもの成長	D 身近な消費生活と環境	C 衣生活	・住生活と自立	B 食生活と自立		
目的	(1)自分の成長と家族 ア 自分の成長と家族や家庭生	活との関わり	(1)家庭生活と消費 消費者の権利と責任の理解 販売方法の特徴 (2)家庭生活と環境 環境に配慮した消費生活	(2)住居の機能とすまい ア 住居の機能 イ 室内環境, 住まい方の 夫		(1) 食生活と栄養 ア 自分の食生活に関心を持つ イ 栄養素と、栄養の特徴について考 える		
内容	(2)家庭と家族関係 ア 家庭や家族の基本的な機 能 イ 自分と家族との関わり 家族関係をよりよくする方 注	特徴 子どもが育つ環境とし		ア 布を月	9	(2) 日常食の献立と食品の選び方 ア 食品の栄養的特質、1日に必要な 食品の精期と概量 イ 1日分の献立を考える ウ 食品の品質 (3) 日常食の調理と地域の食文化 ア 基礎的な日常食の調理、安全と衛生 4 地域の食文化の理解 ウ 食生活に関心を持つ		

表 3 平成20年度版学習指導要領に示された中学校家庭科の内容編成

家庭科では、生活の主体者である「学習者」が、 生活するために必要な「人(家族、子ども(乳幼児)」 「狭義の環境(資源(時間・金銭等)、住居」「物 (被服、食物)」の三側面から成る「環境」に主体的 に働きかけ、相互作用した時、初めて「(家庭)生 活を営む」ことを、捉えることができる。

したがって、家庭科では、家政学の各研究分野で解明された「法則・理論の系統的な学習」を「領域」として学習内容を編成し、その学習を通して、学習者に「自分と環境とのかかわり」、すなわち「なぜ、自分は環境とかかわって生活していかなければならないのか」を探求させることを原理とし、「(家庭)生活に関する科学的認識を形成すること」をねらいとして達成することによって、現在および将来にわたって、「(家庭)生活」を営む力を育成し、それを通して学校教育の目的である学習者の「人格形成」を行っていくことが、他教科には代替できない教科としての家庭科の独自の役割となる。

3. 平成20年版学習指導要領に示された家庭科の 目標・内容と問題点

それでは、「新指導要領」では、どのような家庭 科の目標・内容が示されたのだろうか。本報では、 義務教育の最終段階である中学校「技術・家庭(家 庭分野)」(以下、「中学校家庭科」と称す)を対象 に考察を行ってみたい。

(1)中学校家庭科の目標28)

「新指導要領」に示された中学校家庭科の目標は, 図1に示すように構造化して捉えることができる。

これをみると、中学校家庭科の目標は、中間目標に教科のねらいとしての「科学的概念」を示す「理解」目標の習得を通して、上位目標で、教科学習で唯一形成することができる「人格」に相当する「態度」形成を目指そうとしていることがわかる。

(2) 中学校家庭科の内容 29)

この教科としての家庭科の目標を達成するための内容は、図1に示すように、「A 家族・家庭と子どもの成長」「B 食生活と自立」「C 衣生活・住生活と自立」「D 身近な消費生活と環境」の4つの内容で組織されている。

この4つの内容を、「(家庭)生活の営み」の定義・家政学の各研究分野と対応させてみると、「C 衣生活・住生活と自立」は、「狭義の環境」の構成要素である「住居」と「物」の構成要素である「被服」に関する内容が含まれている。この内容編成のし方では、「被服学」と「住居学」で解明された法則・理論を系統的に組織することは論理的に困難である。

生活や技術	(趣 旨)	生活や技術について関心を持ち、生活を充実向上するために進んで実践しようとする。
への関心・ 意欲・態度	家庭分野	衣食住や家族の生活について関心を持ち、家庭生活をよりよくするために知識と技術を 進んで活用しようとする。
生活を工夫 し創造する 能力	(趣 旨)	生活について見直し、課題を見つけ、その解決を目指して自分なりに工夫し創造する。
	家庭分野	衣食住の家族の生活について見直し、課題を見つけ、その解決を目指して家庭生活をよりよくするために工夫し創造する。
生活の技能	(趣 旨)	生活に必要な基礎的な技術を身につけている。
	家庭分野	生活の自立に必要な衣食住や家族の生活に関する基礎的な技術を身につけている。
生活や技術 についての 知識・理解	(趣 旨)	生活や技術に関する基礎的な事項や生活と技術とのかかわりについて理解し、知識を身につけている。
	家庭分野	家庭の基礎的な機能について理解し、生活の自立に必要な衣食住や家族の生活に関する

基礎的な知識を身につけている。

表 4 家庭科の評価の観点及びその趣旨

さらに、A~Dの具体的な内容を、「(家庭) 生活の営み」の定義から分類してみると、表3になる。『学習指導要領解説』が未だ公刊されていないため、詳細な内容を判断することはできないが、指導要領に示された内容の記述で判断した限りにおいても、「A 家族・家庭と子どもの成長」の保育学習に相当する「子どもの成長」と、「C 衣生活・住生活と自立」の被服学習に相当する「衣生活の自立」において、「学習者と子ども(幼児)」「学習者と被服」がかかわる「目的」に相当する内容が設定されていない。

(3) 平成20年版学習指導要領に示された中学校家 庭科の問題点

以上を図1の「(家庭) 生活の営み」の定義から 捉えなおすと、「新指導要領」に示された中学校家 庭科の内容を学習しても、「学習者と子ども(幼児)」 「学習者と被服」がかかわる目的が欠落することに なり、教科としての家庭科が育成すべき「(家庭) 生活を営む力」は保証できないことになる。さらに、 それは、学校教育の目的である学習者の「人間形成」 を行っていくことができないという問題に繋がって いくと考えられる。

V. 教科としての目標を達成するための家庭科の課 題

1. 学校教育における教科としての目標達成のため の中学校家庭科の課題

これまで検討してきたことから考えるならば、 「新指導要領」に示された中学校家庭科が、学校教育において教科としての役割を果たしていくために、解決していかなければならない課題が二つ存在することになる。 第一は、欠落している保育学習・被服学習の目的 を学ぶ内容を開発していくことである。

第二は、第一を補った上で、「学習者と子ども(幼児)」「学習者と被服」とのかかわりを探求する学習が、どのように学校教育の目的である学習者の「人格形成」に寄与できるのかを客観的に明らかにしていくことである。

本継続研究では、岡山大学教育学部附属中学校で第一の課題を解決するために取り組まれている保育学習・被服学習の目的を学ぶための授業開発研究「Flour Baby Project」「外観・被服・私」³⁰¹を踏襲し、第二の課題解決に取り組んでみたい。

2. 家庭科における評価研究

それでは、これまで、中学校家庭科において、学 習評価はどのように行われてきたのだろうか。

周知のように、平成10年版学習指導要領で [生きる力] が学校教育において育成すべき学力として設定されて以来、従来のペーパーテストによる学習評価だけではなく、子どもの「自ら学び、自ら考える力」や「個性」を評価するための観点別学習評価の方法が求められるようになった。

それに対応するため、平成14年2月に国立教育政策研究所教育課程センターから『評価基準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料』311が公刊され、表4321に示す中学校家庭科の4つの評価の観点が示された。これ以来、中学校家庭科では、この4つの観点「生活や技術への関心・意欲・態度」「生活を工夫し創造する力」「生活の技能」「生活や技術についての知識・理解」に基づいた評価研究が進められてきた。

しかし、これら4つの観点の「趣旨」をみる限り、 中学校家庭科の学習が、どのように子どもの「人格 形成」に結びつき、それをどう客観的に評価できるのか、という観点を読みとることはできない。

3. 家庭科学習の成果としての「人格形成」評価の 必要性

それでは、どのようにすれば、家庭科学習の結果 として形成された「人格」を客観的に評価すること ができるのだろうか。

本継続研究では、「人格」を研究する学問として存在する「心理学」に着目した。「心理学」では、人の「心を測る」方法として「心理測定尺度」の開発がなされ、その研究成果が蓄積されている。本継続研究の第2報では、「心理測定尺度」の家庭科学習評価への適用と「家族・保育学習」の評価のための心理測定尺度の開発、第3報では、「被服学習」の評価のための心理測定尺度の適用について検討していきたい。

引用文献

- 1) 中央教育審議会「幼稚園,小学校,中学校及び 特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申)」,平成20年1月17日,8頁
- 2) 岡山県知事部局総務学事課「私立高等学校にお ける未履修状況について」, 平成18年12月12日
- 3) 岡山県教育委員会指導課「県立高等学校における必修教科・科目の取扱いについて」, 平成18年10月26日
- 4) 北日本新聞社編集局『瞳みつめて』, 北日本新聞社, 2007
- 5) 文部科学省『小学校学習指導要領』, 平成20年 3月
- 6) 文部科学省『中学校学習指導要領』, 平成20年 3月
- 7) 前掲書1) 14頁
- 8) 同上
- 9) 前掲書1) 15頁
- 10) 同上

- 11) 同上
- 12) 前掲書1) 16頁
- 13) 前掲書1) 16頁
- 14) 同上
- 15) 文部科学省リーフレット「生きるカー学習指導要領がかわります」
- 16) 前掲書15) 2頁
- 17) 前掲書15) 3頁
- 18) 前掲書15) 4頁
- 19) 同上
- 20) 文部科学省教育課程部会(第32回(第3期第 18回)議事録・配布資料「資料4 生きる力の 育成を目指す教育内容・目標の構造」, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo3/ siryo/001/07110606.htm
- 21) 前掲書15) 6~11頁
- 22) 前掲書15) 12頁
- 23) 学校教育法施行規則(一部改正:平成20年3 月28日文部科学省令第5号),第50条·第51条, 第72条·第73条
- 24) 岡陽子「小中の円滑な接続を図り『生きる力』 をはぐくむ-新学習指導要領の改訂-」, 開隆堂 『KGKジャーナル』Vol.43-3, 2008, 3頁
- 25) 前掲書24) 2~3頁
- 26) 松島千代野『家政学原論集成(増補版)』,学 文社,1980,8頁
- 27) 前掲書26) 7頁
- 28) 前掲書 6) 87頁
- 29) 前掲書6) 87~91頁
- 30) 第30回岡山大学教育学部附属中学校研究発表 会技術・家庭科 (家庭) 資料 (2007年11月22 日)
- 31) 北尾倫彦他編『平成14年版 新観点別学習状況の評価基準表 中学校・技術・家庭 題材の評価規準とABC判定基準 』,図書文化社,2002
- 32) 前掲書31) 33頁